

昭和四十一年九月十四日まで
三 作業地域 東伯郡

鳥取県告示第三百二十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年六月十七日から用途焼
止した。

昭和四十一年六月二十二日

場 所	鳥取県知事 石 破 二 朗
面 積	一一千六九平方メートル 水路敷
用 途	倉吉市字池田一二二ノ四 一三三ノ二〇 一六、九〇〃

正

誤

昭和四十一年六月十七日付け鳥取県告示第三百十六号中次の箇所に誤り
があつたので、訂正する。

頁段行

誤

五下五 「田質線」を「田質線」に 「田質線」を「横田質線」に

正

五下五 「横田質線」を「田質線」に 「横田質線」を「横田質線」に

昭和四年四月十五日第三種免許證付

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 (定期一部一萬円三百円(定期を除く。))

鳥取県公報 第35号 (外) 第34号 (外)

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日 発行
(当たる翌日)
(當日の休日がと日)

- ◇訓 令 鳥取県土木出張所処理規程の一部を改正する訓令
- ◇ 告 示 米子都市計画米子駅前通り土地区画整理事業に係る調査
事務の受託

- ◇訓 令 鳥取県土木出張所処理規程の一部を改正する訓令
- ◇ 告 示 米子都市計画米子駅前通り土地区画整理事業に係る調査
事務の受託

- 三号の四に規定する事項については鳥取県鳥取土木出張所長及び鳥取県都
家土木出張所長を「を加え、「第二十七号」を「第二十七号及び第二十七
号の二」に改める。
- 第四条第一項第二号及び第三号を次のように改める。
- 二 工事費が百万円未溝の工事(營繕工事を除く。以下同じ。)の執行
に關すること。
- 三 一般競争入札又は指名競争入札の方法により請負契約を締結する工
事のうち、請負契約の対象となる部分に係る設計金額(以下「請負對
象設計金額」という。)が三百万円未溝の工事の入札に關すること。
ただし、請負對象設計金額が百万円以上の工事に係る入札者の決定を
除く。
- 第四条第一項第三号の次に次の三号を加える。
- 三の二 工事の請負契約書の作成に關すること。
- 三の三 土地、水面等の測量及び調査の執行に關すること。ただし、營
繕工事に係るもののみ執行を除く。
- 三の四 一般競争入札又は指名競争入札の方法により請負契約を締結す
る營繕工事のうち、請負對象設計金額が百万円未溝の營繕工事(特殊
な技術を必要とする營繕工事を除く。)の契約に關すること。ただし、
入札者の決定及び現場説明の実施を除く。
- 第四条第一項第四号に次のただし書を加える。
- ただし、營繕工事に係る承認を除く。
- 第四条第一項第五号に次のただし書を加える。
- ただし、請負對象設計金額が百万円以上の營繕工事及び請負對象設計
金額が百万円未溝の營繕工事で特殊な技術を必要とするものに係る承認

- 鳥取県土木出張所処理規程の一部を改正する訓令
- 鳥取県土木出張所処理規程(昭和三十八年五月鳥取県訓令第七号)の一
部を次のように改正する。
- 昭和四十一年六月二十七日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 鳥取県土木出張所処理規程の一部を改正する訓令
- 鳥取県土木出張所処理規程(昭和三十八年五月鳥取県訓令第七号)の一
部を次のように改正する。
- 第二条中「鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四
号)第五十九条第二項の規定に基づき、課、係及び駐在所」を「鳥取県行
政組織規則(昭和三九年三月鳥取県規則第十三号)第二十条第一項の規
定に基づき、係」に改める。
- 第三条中「又は駐在所長」を削る。
- 第四条第一項各号別記以外の部分のただし書中「ただし」の下に「第

昭和四十一年六月二十七日 月曜日 鳥取県公報 第35号 (外) 第34号 (外)